

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第1795号

平成18年9月15日金曜日 第1795号

♦	目	次	\Diamond	
	告	示		
大規模小売店舗の変更の	届出の概要等	F		 770
地籍調査の成果の認証				 770
農地保有合理化事業の実	施に関する規	程の	変更の承認	 771
解除予定保安林にする旨	の通知			 771
道路の供用開始(県道中	島環状線)			 771
道路の区域変更(県道広	見吉田線)			 771
開発行為に関する工事の	完了			 771
愛媛県証紙売りさばき人	の指定の取消	ÍU		 772
	公	告		
特定非営利活動法人の定	款の変更の認	証の	申請の公告	 772

特定非宮利沽動法人の設立の認証の申請の公告						
グル - プウェアシステムの借入れ						
	正誤					
<u>x</u>	平成18年 3 月31日付け第1747号外 2 愛媛県告示第 519 号(愛媛県					
耳	单独治山事業補助金交付規程)中	773				
<u>x</u>	平成18年3月31日付け第1747号外2愛媛県告示第520号(愛媛県					

林地崩壊防止事業補助金交付規程)中......773

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1369号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
ヴェスタ高岡	松山市高岡町432 - 1	駐車場の位置及び収容台数	3 箇所 97台	2 箇所 50台	平成18年 9月1日	平成18年 8 月30日
		駐輪場の位置	2 箇所	3 箇所	平成19年 4月30日	
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	3 箇所	2 箇所	平成18年 9月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1370号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.

条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	喜多山、恋木の 一部	平成16年度から 平成17年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿
松前町	大字永田	平成16年度から 平成17年度まで	松前町の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年9月15日

○愛媛県告示第1371号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保 有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人えひめ農林漁業 担い手育成公社	法第4条第2項第2号及 び第3号に掲げる事業	平成18年9月7日

○愛媛県告示第1372号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所北宇和郡鬼北町大字日向谷1855の3
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 林道用地とするため

○愛媛県告示第1373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	中	島環状	線	松山市熊田甲77							平成18年 9 月15日

○愛媛県告示第1374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	K	間	旧・新 別	敷幅	地の員	延長	備	考
県	道	÷	見吉田	∌ 白	宇和島市三間町大内474番 1 から		旧	メート	ル)~12.0	キロメートル 1 394		
· 朱	坦		.兄百四	林	同町金銅26番 2 まで		新) ~ 12 .0) ~ 47 .0	1 394 1 339		

○愛媛県告示第1375号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年 9 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18八局西土第732号 平成18年 9 月 6 日	西予市三瓶町朝立字小又 6 番耕地106番 1 、107番 1 、108番 1 、109番 1 、 110番 1 及び111番 1	新潟県新潟市清水4501番地 1 株式会社 コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎

○愛媛県告示第1376号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売	IJ	à	ば	ㅎ	人		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取消年月日
番号	住		所	氏	名 又	は 名	称		取 用 午 月 口
松第 87号	松山市二番町四丁	目4-4		財団法人	愛媛県消防	 設備保守	協会	松山市二番町四丁目4 - 4建設会館3 F	平成18年 8 月29日

公 告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年9月1日	NPO法人 ほっとねっと	屋宮康紀	松山市道後湯月町3番3号	この法人は、障害のある人の社会参加の促進に 関する実践活動を進めることで、広く市民の障害のある人への理解を推進し、障害のある人の 福祉を向上、発展させることを目的とする。

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年9月5日	特定非営利活動法人 アイ・ラブ・スポーツ・えひめ	大野茂生	松山市南久米町514番8	この法人は、主に愛媛県内のスポーツにたずさわる青少年や大人たちに対し、スポーツを通じた、精神的・肉体的に健康な身体の創造、社会性の向上を図り、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年9月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

グル - プウェアシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

グル - プウェアシステム一式 (ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部ほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する と認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを 証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者で

あること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係 〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2231

(2) 入札書の受領期限 平成18年10月26日(木)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成18年10月26日(木)午後1時30分 愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 135条から第 137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- Nature and quantity of the product to be leased: Groupware System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p $\mbox{\it m}$., 26 October , 2006
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110 Ext 2231

正 誤

○正 誤

平成18年3月31日付け第1747号外2愛媛県告示第519号(愛媛県 単独治山事業補助金交付規程)中

ページ	箇 所	誤	正
9	本文中	第12条第 4 号	第11条第 4 号

○正 誤

平成18年3月31日付け第1747号外2愛媛県告示第520号(愛媛県 林地崩壊防止事業補助金交付規程)中

ページ	箇 所	誤	正
9	本文中	第19条を第18条とする。	第18条を第17条とし、 第19条を第18条とする。
11	本文中	上から3行目から末尾 まで	削る。

平成18年 9 月15日 発行